

令和4年度

第8回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和4年11月7日(月) 午後1時30分～午後3時22分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(12月1日公告)の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸		○
2	原田 實夫		○	14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣		○	22	青才 弘江		○
11	宮崎 讓		○	23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	藤原 直人		○
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	坂口 登		○
				主任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	亀山 慎也		○
主任	仲田 順一	○		主任	光永 稔彦	○	

事務局長	<p>ただ今より、令和4年度第8回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は2番原田委員、10番前田委員、11番の宮崎委員、13番明賀委員、22番青才委員、24番名越委員の欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は18名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。1番植木委員さん、3番堀江委員さん、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>まず、事前送付の議案に訂正等がありますので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>事前送付分からの修正が1点ございます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、受付番号20の契約内容を所有権の移転と記載しておりましたが、正しくは賃借権の設定です。</p> <p>また、受付番号21の譲渡人の住所の最後が303となっておりますが、正しくは308です。</p> <p>訂正をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。</p> <p>受付番号43から49の7件について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。</p>
4番木村委員	<p>受付番号49について、事由には購入したとあり議案では贈与となっているが、有償か無償どちらなのか。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>今回は前回3条で出た箇所の残りの部分を買われ、価格については前回の売買価格に含むということで、今回のものは無償との記載でした。 事由が「購入することとした。」になっておりますが、正しくは「無償で譲り受けることとした。」です。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>受付番号44について、いつ頃定住されるか分かりますか。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>すぐではなく近々とは聞いておりますが、具体的にいつというのは確認しておりません。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。 (なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 採決の前に、堀江委員は当事者となるため、「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなります。 そのため、受付番号45を採決し、その後受付番号45を除く受付番号43から49を採決したいと思います。 堀江委員さん、ご退席をお願いいたします。 (堀江委員退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは「農地法第3条の規定による許可申請」受付番号45について、申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。堀江委員さん、ご入場ください。 (堀江委員着席)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、受付番号45を除く受付番号43から49の6件を一括で採決したいと思います。 これにご異議はございませんか。 (なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは受付番号45を除く受付番号43から49の6件について申請の通り許可するこ</p>

議長	<p>とに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。</p> <p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(12月1日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和4年10月期の申し出分については、「令和4年12月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定(一般分)が合計7件29,649㎡となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
16番高坂委員	<p>整理番号7の方は「いしだ」と読むのか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>合っております。</p>
議長	<p>他にないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号19から24の6件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号19 位置等：説明資料の3・4ページに記載 転用事由：賃貸住宅 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし</p>

	<p>周辺影響：影響ないと確認 除外手続：R4.9 に除外済み</p> <p>受付番号 20 位置等：説明資料の 3・5 ページに記載 転用事由：資材置き場及び物置設置 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 21 位置等：説明資料の 6・7 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外のため不要</p>
<p>事務局員 (総領出張所)</p>	<p>受付番号 22 位置等：説明資料の 8・9 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み</p>
	<p>受付番号 23 位置等：説明資料の 8・9 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み</p> <p>受付番号 24</p>

	<p>位置等：説明資料の 8・9 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。</p>
3 番堀江委員	<p>受付番号 21 について、隣に宅地があるが問題は 1 つもなかったのか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>申請地の南側にある宅地は所有者のご実家で現在は誰も住んでおりません。 東側につきましては業者の倉庫などになっておりまして、直接住まわれているところではないと確認しております。 また、業者に確認を取っているのですが、太陽光パネルの反射につきましては光が拡散して反射がしにくい材質のものを使用しており反射が直接建物の方に行くことがないようなものを選んでいるとの回答を得ております。</p>
議長	<p>太陽光を設置すると周辺の気温が上がるということも聞いておりますし、業者の方から太陽光ができますというのを周辺の方へ告知してもらうことも大事なかなと思います。</p>
16 番高坂委員	<p>少し補足をさせてください。 東側の 853 番 6 については、住宅で現在も住んでおられます。その他は空き家や倉庫になっている状況です。</p>
議長	<p>他にございせんか。</p>
8 番財間委員	<p>受付番号 22、23、24 について、3 筆ありますが要は 1 カ所に太陽光を据えるということかと思えます。 その中身が第 3 発電所と第 4 発電所、49.5kw で 2 つに分けてある。これはどう理解すればいいのでしょうか。同じ土地ならワット数の大きい施設としての対応をされるべきだと思います。</p>
事務局員	<p>同じ業者が申請地から 200m くらい離れた場所で、同様に 49.5kw の発電所を 2 つ事業し</p>

(総領出張所)	<p>ていますのでそれと同じ考え方ではないかと思われませんが、確認はしておりません。</p>
8 番財間委員	<p>49.5kw という数字には何か意味があるのでしょうか。一体のところを 49.5kw であえて 2 つにしている理由です。</p>
事務局員 (本庁)	<p>太陽光の出力のことについて、50Kw 未満と 50kw 以上で境目があります。</p> <p>業者から聞いているわけではありませんが、50kw 未満については保安基準が低く、管理がしやすく費用も少ないと聞いております。</p> <p>そのため、管理が簡易な設備を 2 カ所に分けて、それぞれ保安上支障がないように設置されているのではないかと思います。</p>
8 番財間委員	<p>49.5kw というのはある程度ワット数が少なかったら、その管理者や資格者を少し抑えた形で稼働できる、その為にそうしているのかなと思っています。</p> <p>場所が少しでも離れば A 箇所、B 箇所という扱いもいいと思うけど、今回のようにもろに同じところにワット数逃れのようなやり方はどうなのか。</p> <p>農業委員会が判断することかもわからないがこれが通るなら大きい面積でも 49.5kw で分ければできるという理解でいいのでしょうか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>今回の面積に対する太陽光パネルの設置枚数については妥当なものという判断ができるかと思っています。</p> <p>手法について業者へ言えるのかは分かりませんが、広島県農業会議の常設審議会でもこのような 49.5kw のものを 2 つや 3 つ重ねている申請で許可妥当との案件もあったように思います。</p>
8 番財間委員	<p>あえて反対はしないのだけどよしとするのであれば、こういう形が問題ないという確認を取った上で許可するべきではないか。</p> <p>確認してもらって問題ないということであれば許可する、というような条件付きにして、確認はいるのではないかと私は思う。</p>
16 番高坂委員	<p>庄原市農業委員会でこういう事例が出たのは初めてでしょうか。</p> <p>今までもありましたか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>こちらの 200m ほど下になりますが、同じように 2 基設置で許可を出している案件があります。</p>
5 番三吉委員	<p>同一地番を分割して？</p>

事務局員 (本庁)	地番は別々です。
5 番三吉委員	<p>考え方的には今財間委員が言われたように受付番号 22、23、24 については地番の中を分割して発電所を設置するのを許可することが経産省の基準に抵触するのかわからないのか確認することを付帯意見として、確認して問題ないということであれば許可を出せばいいので、議事録へ付帯を付けるというのは賛成です。</p> <p>併せて言うておくと、資料の地図に周りの地目を書いていない。非農地証明の受付番号 35 についても書かれていない。周りに地番がないのかもしれないが、添付書類の中に「公図に準ずるものへ隣接の地目が分かるもの」を出すようになっていますよね。</p> <p>なっているけれども農業委員には丁寧な説明があるようにはなるが、この図面では周りかどうという状況で判断しましたというのが分からない。</p> <p>添付書類は農業委員会で審査するためにあるのだから、出てきた書類を自分が農業委員へ説明するつもりで把握してから書類の審査をしてもらいたい。</p>
議長	<p>これに関して他にご意見はございませんか。</p> <p>皆様同じような意見でしょうか。</p>
5 番三吉委員	<p>受付番号 22、23、24 の周りの地目は何ですか。</p> <p>特に南側と西側に支障や影響はないのか。</p>
事務局員 (総領出張所)	<p>まず、北側については道路です。西側については道を挟んで田があります。</p> <p>南側については河川管理道があって先は河川になっております。</p>
5 番三吉委員	<p>地図では申請地と河川管理道の間にくらかの面積があるように思うが、申請地は管理道に隣接しているのか。</p>
事務局員 (総領出張所)	<p>申請地と管理道の間には空白の部分がありますが、そこも含めて河川区域です。</p>
5 番三吉委員	<p>この図面では申請地の下側が河川管理敷地とは思えない。</p> <p>公図では申請地の下側に道路のような線が入っているので、赤線か青線かがあるのかもしれないが、図面の解釈が総会の中で必要な提出の仕方は次回から考えてほしい。</p>
議長	<p>植木委員さん、現地へ行かれたと思いますがどんな感じでしたか。</p>

植木委員	<p>まず、周囲には影響はないという確認は取れました。</p> <p>第3・4発電所に分けているのは土地の所有者が3人いて、分けてする方が売電するのによかったのかなと認識しております。</p> <p>1人の地主が分割して49.5kw以下で申請するのはわけが違うと思います。</p> <p>申請地の周りの詳細について基本的には書く必要があるな、と私も反省しております。</p>
議長	<p>皆様の方から他にございませんか。</p>
議長	<p>許可について用途も含めて考える必要があります。この申請地に太陽光パネルを設置することは問題ないと思いますが、用途についてこれでいいのかははっきりしたことが誰も申し上げられない状況です。</p> <p>財間委員さんが言われたとおり条件付きにして、確かめてから許可という形でもよろしいでしょうか。</p> <p>このことについて何か皆様からご意見がございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それではまず、受付番号19、20、21について採決をさせてください。</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請」について、受付番号19から21の3件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは受付番号19、20、21の3件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p>
議長	<p>続いて、受付番号22、23、24については同一地番を2つに分けるような発電所の設置方法に違法性があれば許可は出さない、違法性がなければ許可を出すという条件付き許可も選択肢に入れます。</p>
議長	<p>まず、条件なしで賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>挙手は2人です。</p> <p>続いて、設置方法の確認をする条件付き賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>挙手は14人です。</p>

議長	<p>それでは、受付番号 22、23、24 については条件付き賛成ということになります。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号 31 から 35 の 5 件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 31 位置等：説明資料 6・10 ページに記載 潰廃事由：現在林野化している。 現地確認：現地は木が生い茂っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり。</p> <p>受付番号 32 位置等：説明資料 6・11 ページに記載 潰廃事由：現在林野化している。 現地確認：現地は木が生い茂っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：受付番号 31 と所有者は異なるが、隣接地。</p>
事務局員 (口和出張所)	<p>受付番号 33 位置等：説明資料 12・13 ページに記載 潰廃事由：31 年前に急傾斜地にあった畑を切り崩して利用、20 年前に簡易的な農機具庫を建築した。その後、台風被害により倒壊したため 10 年前に新たに農機具庫を建築した。現在農業を行っていないため、倉庫として利用している。 現地確認：現地は一般的な倉庫として利用されており、倉庫の前側は砂利で敷き詰められており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり。</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号 34 位置等：説明資料 14・15 ページに記載 潰廃事由：自宅から遠方に点在し、耕作をしても収量が少なく猪などの被害も甚大なことから 50 年近く前から耕作を放棄し、昭和 60 年頃から潰廃状態となっている。 現地確認：現地は山林化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
事務局員 (総領出張所)	<p>受付番号 35 位置等：説明資料 8・16 ページに記載 潰廃事由：耕作しなくなり管理者不在のため、原野化している。</p>

議長	<p>現地確認：現地は雑草や雑木が繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「非農地証明申請」について受付番号 31 から 35 の 5 件を一括で採決をしたいと思えます。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号 31 から 35 の 5 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>
議長	<p>続いて、会長報告です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 月 7 日 神石高原町へ女性委員登用の要請 ・ 13 日 推進委員委嘱 ・ 18 日 常設審議会 ・ 20 日 女性協議会 三役会 ・ 26 日 食育ポスター選考会 ・ 31 日 意見書三役会 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>皆様の方から何かございますか。</p>
金本委員	<p>女性農業者と農業委員の意見交換会について報告を行った。</p>
議長	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p>
係長	<p>(その他事項について資料にて説明)</p>

議長	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回役員会 ・活動記録簿 ・今後の主な日程 <p>について報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市農業施策に対する意見書 <p>について協議を行った。</p> <p>皆様の方から何かございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第8回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時22分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和4年11月7日

議長
(道下 和子) _____

1番委員
(植木 登夫) _____

3番委員
(堀江 唯雄) _____